

地域保健福祉計画 実施目標 体系図

基本目標	課題項目	施策	具体的目標
1 安全・安心に住み続けられる環境づくり	(1) 健康づくり・生きがいづくりの充実 【重点課題】	① 健康寿命を延ばす取組(健康づくり・介護予防)	1.健康増進の意識や理解を深めるため、「健康づくり市民推進委員会」の委員や「めざせ健康ある野21推進会議」に参加するボランティアを中心に、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。 2.運動器症候群(ロコモティブシンドローム)の予防などのため、地域での自主的な活動ができる健康づくりの事業や高齢者のための筋力アップ・栄養・骨密度等に関する介護予防事業を推進します。 3.歯の健康が、運動機能の低下や認知症の発症に大きく関係することから、口腔ケアに着目した事業を推進します。 4.内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)の予防や特定健診、がん検診などの健康診断や検診の必要性について啓発するとともに、受診率の向上を図ります。 5.妊婦及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊婦健診や乳幼児健診を実施し、安全・安心な子育て環境の充実に努めます。 6.食の文化を重視するとともに、健全な食生活を身に付け、安心で豊かな食生活が送れるよう食育の推進に努めます。
		② 社会参加・生きがいづくりの充実	1.外出が困難な人に対し、社会参加やスポーツ活動等が行いやすくなるよう、移動支援事業を実施するなどのサポート体制を整備します。 2.市民が介護保険施設等で行うボランティア活動を通して地域に貢献することを奨励し、支援します。 3.高齢者クラブが行う事業費の一部を補助し、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することで、明るい長寿社会の実現をめざします。 4.市民が学習成果を地域社会で活かし、地域貢献へと活動を展開させることができるよう、その取組みを支援します。 5.誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちをめざします。
	(2) 保健・医療・介護の提供体制の充実	① 地域における医療体制の充実	1.地域で実施する健康づくりや介護予防事業を通じて、医師と市民との交流を深めながら「かかりつけ医」づくりを推進します。 2.地元の医師と阿佐留医療センターの医療連携を推進し、市民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。 3.阿佐留医療センターの取組みを支援するとともに、医師会などの協力を仰ぎ、市民が安心できる医療体制の充実に努めます。 4.病状に応じて、高度な医療体制を整えた専門医や病院と地域の医師が連携できる地域医療の体制づくりに取り組みます。 5.市民が安心して日常生活が送れるよう、医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化し、市の医療体制の充実を図ります。 6.緊急時でも安心して受診できるよう、休日診療や準夜診療に加え、二次救急医療体制を充実させます。 7.感染症の予防対策として、正しい知識の普及や啓発に努めます。 8.薬物乱用を防止するため、関係機関と連携を図るとともに、啓発活動の充実に努めます。
		② 在宅医療と介護の連携の推進	1.住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療や介護など、様々な分野で連携を図ることができる体制づくりを推進します。 2.認知症を早期に発見し、医療など適切な支援へつなげる体制を構築するとともに、認知症高齢者の在宅生活の支援を推進します。 3.災害時要援護者登録制度を推奨し、障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者の把握に努めます。 4.地域防災計画による災害時要援護者対策を踏まえ、民生児童委員協議会、町内会・自治会、防災・安心地域委員会等との連携を図りながら防災避難対策を推進します。 5.高齢者や障がい者が通所・入所する事業所に対して、災害時の対応マニュアルの作成や防災訓練の実施を促します。 6.援助を必要とする障がい者が、災害時や緊急時、日常生活の中で困ったとき、自己の障がいへの理解や手助けを周囲の人に依頼できるよう、ヘルプカードについて周知し、配布を行います。 7.安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域住民の防犯意識の向上を図ります。また、防災行政無線やあきる野安心メールにより、振り込み詐欺等の犯罪に巻き込まれないよう、情報提供を行います。
(3) 防災・防犯体制の充実	① 地域防災力及び防犯体制の強化	1.障がい者や高齢者、子どもを連れた市民にとってやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。 2.市内道路整備に合わせた歩道の段差解消等、道路や公共施設のバリアフリー化を推進します。 3.東京都福祉のまちづくり条例に基づき、民間施設においてもバリアフリー化が進むよう、指導や情報提供を行うとともに、適合証の交付等を行います。	
(4) 人にやさしいまちづくり	① ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたまちづくりの推進	1.住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、貴重な地域資源との連携を強化し、支え合いの地域づくりを進めます。 2.町内会・自治会への加入促進を図り、自分たちの住んでいる地域を自ら住みよい環境にすることや、住民同士が助け合う地域づくりを推進します。 3.市や地域が行う事業に対し、小・中学生を含めた若い世代の参加を促します。 4.保健福祉サービスの充実とともに、多方面とのネットワークを構築し、地域の中で支え合う体制や仕組みづくりを進めます。 5.地域福祉活動を推進するため、その中心的役割を担う社会福祉協議会の活動を支援し、連携を図ります。 6.地域社会からの孤立を背景に、貧困や心身の障害、不安から生活困窮に陥っている人と向き合い、必要なサービスへつなげる地域体制を構築します。	
2 地域で助け合い、支え合う仕組みづくり	(1) 地域力の強化	① 支え合う地域づくりの推進	1.誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や地域資源、関係機関との連携を強化し、見守り体制の充実を図ります。 2.常時注意を要する高齢者や障がい者が緊急事態に陥ったときに、適切な支援ができる見守り事業を推進します。 3.民生児童委員協議会が実施する、町内会・自治会と連携した高齢者の安否確認の訪問や相談を支援します。 4.社会福祉協議会が設置するふれあい福祉委員会が中心となった、子どもや障がい者、地域の高齢者へのふれあい活動を支援し、市民が安心して暮らせるための声かけや見守り活動を進めます。 5.防災・安心地域委員会が指定した見守り協力員が、見守りを希望する高齢者宅を訪問する「見守り事業」を推進します。 6.一人暮らしの高齢者等が、いつでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種事業者の協力を得て実施する見守り事業を推進します。 7.常時注意を要する高齢者や障がい者が緊急事態に陥ったときに、適切な支援ができる見守り事業を推進します。 8.民生児童委員協議会が実施する、町内会・自治会と連携した高齢者の安否確認の訪問や相談を支援します。 9.社会福祉協議会が設置するふれあい福祉委員会が中心となった、子どもや障がい者、地域の高齢者へのふれあい活動を支援し、市民が安心して暮らせるための声かけや見守り活動を進めます。 10.防災・安心地域委員会が指定した見守り協力員が、見守りを希望する高齢者宅を訪問する「見守り事業」を推進します。
	(2) 見守り体制の充実 【重点課題】	① 見守りネットワークの充実	1.要保護児童の早期発見や適切な対応及び予防のため、支援のネットワークの中核機関である子ども家庭支援センターの機能や体制及び関係機関との連携を強化するとともに、支援内容の充実を図ります。 2.配偶者等からの暴力(ドメスティックバイオレンス)について、警察や専門機関と連携を図り、専門相談員が適切に対応します。 3.高齢者や障がい者の権利擁護のため、虐待防止ネットワーク会議により、市内の関係機関や民間団体等との連携協力体制を整備し、虐待の相談や支援体制の充実を図ります。 4.妊娠から出産に至るまで、専門相談員が関係機関と連携を図りながら相談・支援を行います。
3 適切なサービスを提供できる体制づくり	(1) 相談・支援体制の充実	① 相談窓口の充実	1.多様な生活課題に対して、子ども、障がい者、高齢者に関する関係機関が連携を図り、制度の狭間にある人への支援体制を構築していきます。 2.母子保健に関すること、子育てや家庭に関すること、障がい者の日常生活に関すること、生活保護に関すること、高齢者の介護に関することなど、それぞれの分野において専門性を要する相談窓口の充実を図ります。 3.平成27年1月施行の難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、制度の適正な運営を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。 4.平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法に基づき、就労や自立に関する相談支援窓口を設置します。 5.社会福祉協議会が窓口となり、高齢者や障がい者などに対して、成年後見人制度の利用相談や判断能力の不十分な人の権利擁護事業に関する相談などの支援を推進します。
		② 就労の促進・生活困窮者への支援体制の整備	1.障がい者・高齢者・ひとり親などに対し、関係機関(ハローワーク、障がい者就労・生活支援センター、シルバー人材センターなど)と連携して、就労相談や訓練、指導を行える就労支援体制を構築し、就労の場の確保に努めます。 2.「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、国や東京都の動向を踏まえ、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されたり、貧困の連鎖に陥ることがないように対策を関係機関と連携を図って検討していきます。 3.生活保護世帯に対し、適切な保護を行うとともに、就労支援員による相談や就労自立促進事業の活用を推進するなど、被保護者の自立に向けた支援を行います。 4.生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図るため、関係部署やハローワークと連携し、自立相談支援事業や住居確保給付金の支給等の支援体制を構築します。
(2) 福祉サービスの充実及び体制の整備 【重点課題】	① 各計画に基づくサービスの充実及びサービスを受けやすい体制づくり	1.各分野が策定している対象者別の計画に基づき、利用者の視点に立ったサービスの提供をめざします。 2.多様化する地域の課題やニーズに対応するため、地域住民が主体となって行われる地域活動に対して支援を行います。 3.町内会・自治会をはじめとした各団体の活動を広く市民に情報提供できるよう啓発に努めます。 4.市や社会福祉協議会が実施している福祉事業を広報紙やガイドブック、ホームページ、メール配信サービスなどにより情報発信していきます。 5.市や社会福祉協議会が実施している福祉事業を広報紙やガイドブック、ホームページ、メール配信サービスなどにより情報発信していきます。 6.福祉サービスにおける第三者評価を推進し、サービスの質の向上を図ります。 7.市民・地域・企業・市が協働で子育てを支え、子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざします。 8.質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供します。 9.保育の受入れ人数を増やし、待機児童の解消に努めます。 10.子育てひろばの充実を図るなど、地域の子育てをしやすい環境づくりをめざします。 11.既存施設の弾力的な運用、公共施設等の有効活用及び関連部署との連携により、量と質の確保を図りながら、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)を充実させます。 12.児童館について、施設の有効活用を図りながら遊びや様々な活動を通して、子どもの成長を支援します。 13.障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう福祉専門職の能力向上を図ります。	
	(1) 地域保健福祉の意識向上	① 福祉教育及び心のバリアフリー化の推進	1.未来を担う子どもたちを地域で守り、育てる意識の醸成や活動を推進します。 2.障がい者等の生活やその環境を自らの問題として認識することや、特別扱いすることなく互いを尊重し合いながら社会参加に協力する「心のバリアフリー」を推進します。 3.認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくるため、認知症への理解を深める講座を開催し、認知症高齢者の支援を推進します。 4.障がいのある幼児や児童・生徒が自らの能力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、特別支援教育を推進します。 5.「総合的な学習の時間」や「道徳」の時間を中心に、福祉問題への理解を深める学習を行います。
4 意識の醸成と担い手づくり	(2) 人材育成の推進 【重点課題】	① 担い手の育成	1.健康福祉の各部署に専門職を配置し、市民からの多様な相談に対応できるよう資質の向上に努めます。 2.地域福祉の担い手として、誰もが活躍できるような機会をつくるために、各種研修や勉強会を開催します。 3.ボランティアに関する情報を広報紙やホームページ等で発信し、多くの市民が参加しやすい機会づくりに努めます。 4.福祉社会を支える人材を育成するために、各福祉分野の専門職をめざす実習生等を積極的に受け入れるなど、担い手づくりに努めます。 5.公的な制度では対象とならない援助を必要とする世帯に在宅福祉サービスを提供する中で、担い手である協力員の資質向上を図ります。 6.保健福祉事業における各種ボランティアを積極的に募るとともに、その育成に努めます。 7.社会福祉協議会が設置しているボランティア・市民活動センターで、ボランティア活動を希望する人に活動の場を提供します。また、ボランティアを必要とする人に対し、ボランティアを紹介する仕組みを充実していきます。
		② 福祉ボランティアの支援	1.高齢化が進む中、在宅による介護の増加が予測されることから、専門性を有するボランティアの確保と育成について検討していきます。 2.健康づくり活動に参加する市民ボランティアの活動の場である「めざせ健康ある野21推進会議」を中心に、継続的に活動することを推進します。 3.秋川ふれあいセンターをボランティア活動の拠点として、充実を図ります。社会福祉協議会では、市民参加による助け合い活動の実施やボランティア団体などとの連携により、高齢者や障害者、子育て中の親などが孤立しない「市民の参加と支えあいによる福祉のまちづくり」を推進します。